

学校施設整備を取り巻く現状等

令和7年1月27日(月)

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課

1. 近年の教育施策の動向

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて活かしていく

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

個別最適な学び # 協働的な学び
主体的・対話的で深い学び # ICTの活用



- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

教師の資質・能力の向上 # 多様な人材の確保 # 家庭や地域社会との連携
学校における働き方改革 # 教職の魅力発信 # 教職志望者の増加



- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

ICT環境の整備 # 学校施設の整備
少人数によるきめ細かな指導体制

地方と子供の未来を守る教師を取り巻く環境整備

1. 教師を取り巻く環境

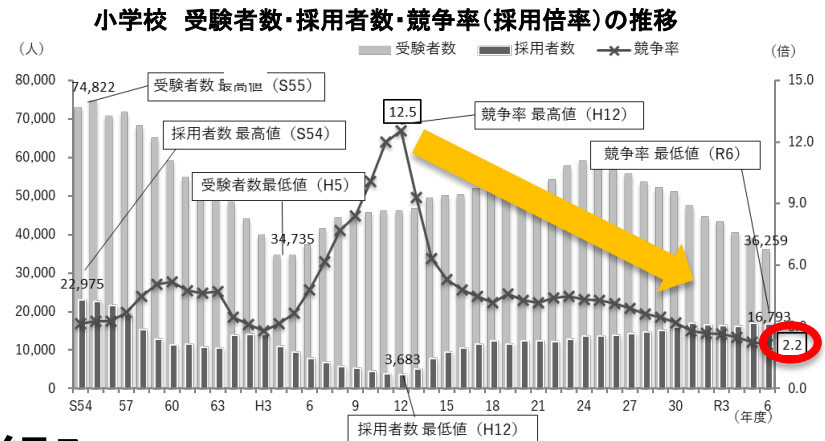
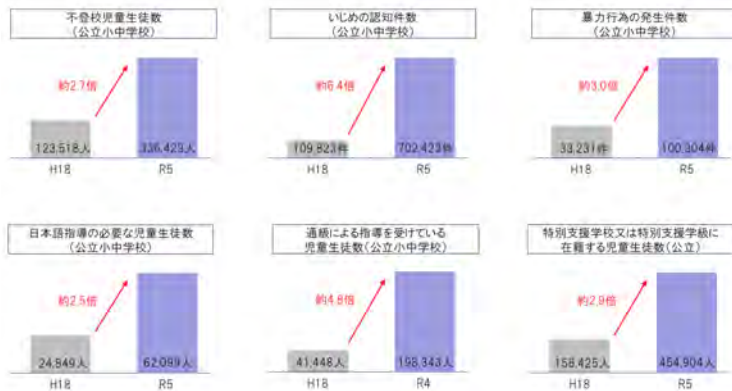
○ 学校が対応する課題の多様化・困難化

- ・不登校
- ・いじめ重大事態
- ・特別支援教育
- ・児童虐待
- ・外国人児童生徒
- ・子供の貧困 など

○ 教師の厳しい勤務実態

- ・平均時間外在校等時間は地方公務員の一般行政職の約3倍 (R4:月約47時間)
- ・いわゆる「過労死ライン」と推計される教師は、**小学校14%、中学校37%**

○ 教員採用選考試験の倍率は、過去最低 (R6:小2.2倍) となり、全国的に「教師不足」が発生



2. 教育職員の給与等に関する制度的枠組み

(1) 教育職員の給与等特別措置法

(「給特法」: 昭和46

年)勤務時間の内外を切り分けがたいという教師の職務の特殊性等を踏まえ、勤務時間の内外を問わず包括的に評価

- ① 時間外勤務手当は支給しない
- ② 教職調整額を本給として支給 (給料月額4%)

(2) 教育職員の人材確保特別措置法

(「人確法」: 昭和49年)

- 教師に優れた人材を確保するため、教師の給与を一般の公務員よりも優遇すると規定
- 3次にわたる給与改善により、地方公務員の一般行政職に比べ、昭和55年当時は、約7%の優遇分を確保
→教師の給与の優遇分は、**約0.35%まで低下**

(3) 教職員定数の改善

(「義務標準法」改正: 平成29年、令和3年)

- 通級指導や日本語指導等に係る教員定数の基礎定数化
- 小学校における35人学級

※ 小学校高学年における教科担任制の推進

3. 改革の具体策

学校における働き方改革の更なる加速化

- 学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化
- 働き方改革の取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築 等

学校の指導・運営体制の充実

- 授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
 - ・小学校における教科担任制の拡充
 - ・中学校における生徒指導担当教師の配置拡充
- 支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現 等

一体的・総合的に推進

教師の処遇改善

- 専門職にふさわしい処遇として、教職調整額の引上げ
- 頑張る教師を応援し、学級担任に手当を加算 等

- 教師が、子供たちに日々生き活きと向き合うために、長時間勤務を解消
- 教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保

学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのより良い教育の実現

令和7年度予算大臣折衝 教師を取り巻く環境整備に関する合意 (令和6年12月24日)

教師を取り巻く環境整備に関する合意

標記について、以下の通り合意する。

法制定以来
約50年ぶりの引上げ

1. 教職調整額の率を令和12年度までに10%への引上げを行うこととし、時間外在校等時間の削減を条件付けすることなく、来年度に5%とし、以降確実に引き上げる。このため、給特法改正案を次期通常国会に提出する。

2. 中間段階(令和9年度以降)で、文部科学省・財務省両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置する。

3. 職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算や若手教師のサポート等を担う新たな職の創設に伴う新たな級による処遇を実現するとともに、多学年学級担当手当の廃止など他の教員特有の給与について見直しを行う。

過去20年
で最多

4. 今後、指導・運営体制の充実を4年間で計画的に実施することとし、令和7年度においては、小学校35人学級の推進等に加え、小学校教科担任制の第4学年への拡大、新採教師の支援や中学校の生徒指導担当教師の配置拡充などに必要な教職員定数5,827人を改善する。

また、財源確保とあわせて、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うとともに、5.に示す「働き方改革」に資する外部人材の拡充など実効的な人員拡充策を講じる。

約40年ぶりの改善



5. 学校における働き方改革を強力に進めるため、学校・教員の業務見直しの厳格化及び保護者からの電話対応を含む外部対応・事務作業等の更なる縮減・首長部局や地域への移行や部活動の地域展開等による本来業務以外の時間の抜本的縮減、勤務時間管理の徹底、教育委員会ごとの業務量管理計画の策定、在校等時間の「見える化」、校務DXの推進、授業時数の見直し、長期休暇を取得できる環境整備などを行う。

こうした取組を進めることを通じて、将来的に、教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは、今後5年間で(令和11年度までに)、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目指す。

6. 将来の給特法及び教職調整額のあり方については、文部科学省において、時間外在校等時間が月20時間程度に到達するまでに、幅広い観点から諸課題の整理を行う。

令和6年12月24日

財務大臣

加藤勝信

文部科学大臣

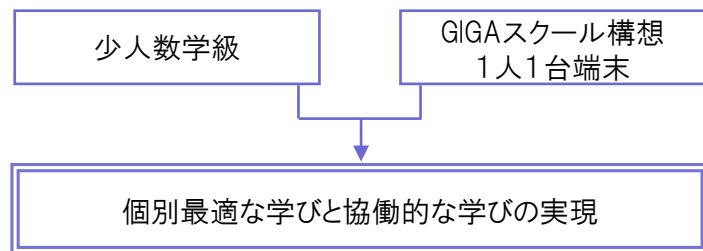
みづほ

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

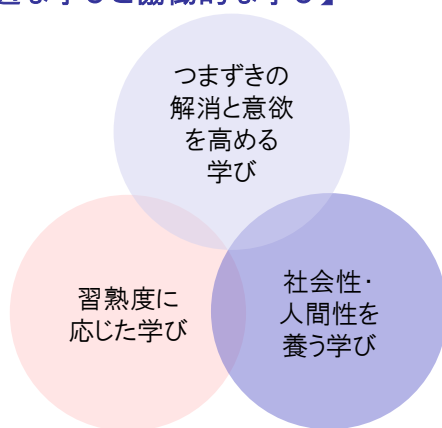
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編製の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編製の標準の引下げ

小学校の学級編製の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編製の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編製の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進捗により段階的に学級編製の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編製の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理（概要）

令和6年9月18日

○現行の学習指導要領の実施状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を見据えた教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について、教育課程等に関する有識者を集めて議論。（令和4年12月から令和6年9月まで計15回開催）

○本論点整理は、今後検討を深めるべき具体的な論点等について、有識者としての意見をまとめたものであり、教育課程の改善の検討を行っていく際の基礎的な資料として活用されることを期待。



論点整理は左の二次元コードまたは以下のURLから閲覧できます。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/184/mext_01892.html

1 これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況

○人口減少、グローバル化、生成AIの加速度的発展等、非連続的な社会変化が予想される未来
→前回改訂時に2030年頃の未来として描いていた社会像が想像以上の速さで現実化

○不登校児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒、外国人児童生徒等、教育的支援を要する子供が増加
→多様な子供たちを学校教育の中で包摂し、豊かで幸福な人生を送ることができるようにすることが重要

○現行の学習指導要領のコンセプト自体は授業改善に繋がっており、おおむね妥当。一方、学習指導要領にわかりにくい側面があることや、教師の多忙化等が課題。
→理念を更に具体化するとともに、教育課程の実施に伴う過度な負担感が生じにくい仕組みの検討が必要

2 これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力

○資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理していることは基本的には妥当。一方、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」等との関係性を含め、より分かりやすい整理・具体化が必要。

○「学習の基盤となる資質・能力」（※）については、重複する部分も多く現場の具体的な実践に繋がっていない場合もあり、更なる整理・具体化が必要。
特に情報活用能力については、教育課程全体での扱いに加え、各教科等を通じた具体的な充実方策も検討し、その際、情報活用能力の向上と探究的な学びの充実を一体的に考えるべき。

（※）言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等

○デジタル学習基盤は、今後の学習者主体の学びを支える極めて重要なインフラであり、デジタル学習基盤を前提とした学びのデザインの方向性として示すべきものについて検討すべき（ICT等のツールが「深い学び」に繋がっていない例もあることに留意）。

○情報技術など変化の速い領域では、技術の変化に即応して最新の状況に応じた学びを確保するための方策を検討すべき。

3 各教科等の目標・内容、方法、評価

○既存の情報から大量のアウトプットを出すことが得意な生成AIの出現なども踏まえ、深い意味理解を促すことや学ぶ意味・社会とのつながりの明確化が重要。

○分かりやすく活用しやすい学習指導要領を目指し、各教科等の目標・内容について、中核的な概念や方略を中心に構造化を図る意義や具体的方法を検討すべき。
また、他国の好事例を踏まえ、図表の形式を活用して示すことや、解説なども含め一体的に確認できるようデジタル技術を活用することなど、形態の工夫を検討すべき。

○「主体的・対話的で深い学び」の基本的な考え方は維持しつつも、個々の指導方法に関する制約や留意点を増やすことは避け、教師に様々な裁量が生まれるよう目標・内容の示し方を工夫すべき。

○現行の観点別評価（※）は、教師の授業改善に重要な役割を果たすものである一方、子供の学習の改善に結びつきにくい等の課題も指摘されており、教師の力量形成・授業改善に効果的で、子供の学習改善に資する学習評価の在り方を検討すべき。

（※）知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度

4 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程

- 子供が興味・関心や能力・特性等に応じて自ら教材・方法・ペース等を選択できる環境を整えることなど、学習者が主体的に学ぶ中で自ら学習を調整しつつ資質・能力を身につけることの重要性やその中で教師が発揮すべき指導性について、具体的に議論し、位置付けを検討すべき。
(教師の指導性はより積極的かつ高度なものが求められ、「教師は教えなくてもいい」「全て子供に委ねればよい」といった誤ったメッセージとして伝わることを注意。)
- 以下のような視点から、各学校の教育課程編成に係る教育委員会(学校)の裁量拡大の在り方について検討すべき。
 - ・現行の教育課程の特例制度(教育課程特例校、授業時数特例校、小中一貫、中高一貫など)をより活用しやすくする
 - ・各教科等の標準授業時数についてどのような柔軟性を持たせられ得るのか
 - ・年間の最低授業週数(35週以上)、単位授業時間(小学校1単位時間45分、中学校1単位時間50分)の取扱い
※例えば、①午前は教科等の授業を実施し、午後は探究学習や教科・領域に該当しない多様な学びを重点的に実施する取組、②情報活用能力に係る時間を創設して各教科等の情報教育に関連する内容をまとめて指導するといった取組、をより行いやすくするためにどのようなことが考えられるか。
- 高等学校については、全日制・定時制・通信制の3つの課程の区分の在り方やその一体的運用の在り方を検討すべき。
- 不登校児童生徒など、学校が編成する一つの教育課程では包摂が難しい多様な子供の良さを伸ばしつつ資質・能力の育成に繋げていくための教育課程における取扱いの在り方や付随する環境整備の在り方を検討すべき。

5 学習指導要領の趣旨の着実な実現を担保する方策や条件整備

- 教育課程の実施に伴う負担への指摘(いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」との呼称で指摘されている諸課題)に真摯に向き合いつつ、学習指導要領や同解説の在り方に加え、厚い教科書・入試・教師用指導書等の影響も含めた授業づくりの実態を全体として捉えながら、教育課程を実施する上での学校現場の過度な負担が生じにくい仕組みを検討すべき。
- 総授業時数については、現在以上に増やすことがないよう検討すべき。
- 学年や学期といった長いスパンも念頭に、単元をベースとして授業を構想することや必要な評価場面を精選することは指導や評価の負担感を防ぐとともに、授業づくりを通じた教師の成長を促し、資質・能力のよりよい育成や多様な子供の包摂性を高める上でも重要であり、その重要性や示し方を検討すべき。
- 一人一台端末で、子供たちが多様な学習材に自らアクセス可能になったという状況の変化も踏まえて、ページ数が大幅に増えている教科書の性質や分量についてあらためて検討すべき。
- 教育委員会における学校支援体制の強化が重要。また、教育課程の改善・充実と教育条件整備を一体的に行っていくことが必要。

6 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開

- 中央教育審議会等での改訂の審議の最中においても、資料を学校や教育委員会にとって徹底的に分かりやすいものとしたり、審議状況をウェブサイト・動画等で積極的に発信したりするなど、改訂プロセス自体を通じて多くの関係者を巻き込み、学校や教育委員会と趣旨や内容を共有し、浸透を図ることが重要。
- 改訂後においても、教師一人一人が自らの課題に引きつけて当事者意識をもって理解できるよう、学習指導要領の趣旨を共有・浸透する方法の工夫を検討する必要。

国策としてのGIGAスクール構想の更なる推進

① これまでの 成果

●世界に先駆け、わずか1～2年で整備完了

- ✓ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は9割を超え、その割合は年々上昇。
- ✓1人1台端末、無線LAN環境等のデジタル学習基盤が整い、端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムに。



●学力調査等にも効果

- ✓全国学力・学習状況調査において、ICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びに取り組むほど、平均正答率が高い結果。
 - ✓約9割の児童生徒が、「友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる」などのICT機器活用の効力感を実感。
 - ✓ICT機器の効力感に肯定的に回答した児童生徒ほど、挑戦心・自己有用感・幸福感等に関して肯定的に回答。
- また、その傾向は、特に低SES（社会経済的背景）グループにおいて見られる。
- ✓コンピュータ活用型調査（CBT）であるPISA2022において、日本は世界トップレベル。



●誰一人取り残されない学びの保障

- ✓該当者のいる約7割の学校で、授業配信を含め、ICT機器を活用した不登校児童生徒の学習活動等の支援を実施。
- ✓同様に、8割以上の学校で、特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援を実施。



●単なる教育施策ではなく、我が国の重要施策のインフラ

- ✓デジタル人材育成の基盤（端末を活用してプログラミングを学んだ子どもの増加、また、今後のAI戦略にとっても重要）。



●地域・学校間で大きな活用格差

- ✓活用率の自治体間格差（約7割～ほぼ100%）や授業での活用方法に学校間格差があり、早急な是正が必要。



●端末更新、学校のICT環境（ネットワーク）の改善

- ✓端末については、R5補正予算でR7年度までの更新に必要な経費を確保。
- 一方、各自治体において適切かつ計画的な更新が行われる必要。
- ✓ネットワークについては、速度が不十分な学校が存在しており、改善が急務（GIGA端末はクラウドの活用を前提としており、ネットワーク環境がないと十分に活用できない）。



●校務DXの推進

- ✓校務支援システムが自前サーバに構築され、校務処理の多くが職員室に限定。また、ネットワークが分離され、学習系データと校務系データの連携が困難。校務システムのクラウド化及び校務系・学習系ネットワークの統合等による更なる校務DXが必要。



② 直面する 課題

③ 今後の方向性（教育DXの更なる進化）

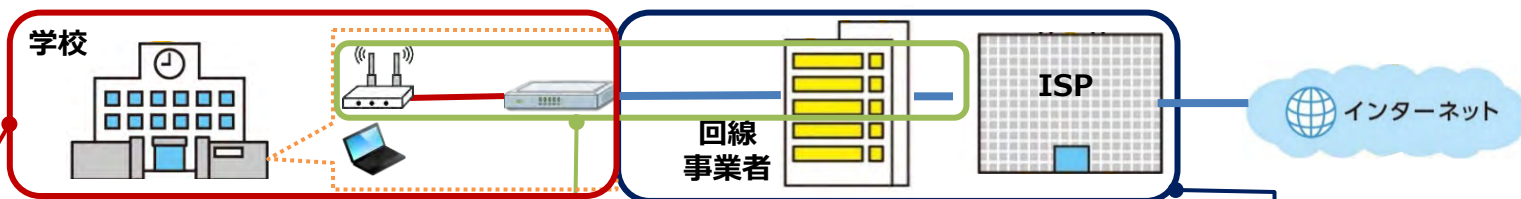
- 共同調達スキームの下での**着実な端末更新**。
- ネットワークアセスメントの徹底・その結果を踏まえた**通信ネットワークの着実な改善**。
- 地域間活用格差の解消に向けた好事例の創出やICT運用支援を含む**伴走支援の強化**。
- クラウド環境の活用等による**校務DXを加速**。



学校のネットワーク改善のための支援制度

学校内

学校外



学校施設環境改善交付金 (大規模改造(教育内容)事業)

事業概要

- 校内のネットワーク環境を整備するための工事に要する費用を国庫補助。
- 国庫補助割合：原則 1 / 3
- 国庫補助対象：1校400万円以上
- 補助対象学校種：幼・小・中・特支

※1 ネットワーク整備と他の大規模改造（教育内容）事業を一体的に行う場合には、合算して補助対象事業費の下限額を判定。

※2 Wi-Fiアクセスポイントなどについても、施設の構造体と一体不可分のものとして整備する場合には、補助対象事業費に含むことが可能。

※3 地方負担分については、地方債による財源手当が可能。

担当：文教施設企画・防災部 施設助成課

令和6年度補正予算等（新規）

GIGAスクール構想 支援体制整備事業

事業概要

- ①ネットワークアセスメントの実施
 - ②アセスメントの結果を踏まえた応急対応（機器の入れ替えや設定変更等）
- に係る費用を国庫補助。

○国庫補助割合：1 / 3

○国庫補助対象：

① 1校100万円 ② 1校240万円

○補助対象学校種：小・中・特支・高

担当：初等中等教育局 学校情報基盤・教材課

インターネット接続費用等

「教育のICT化に向けた環境整備計画」に基づき、毎年度地方財政措置。

ネットワーク整備の必要性

- ✓文部科学省は、令和6年4月に同時・多数・高頻度での端末活用を想定した「当面の推奨帯域」を策定したが、これを満たす学校は2割程度にとどまる。
- ✓端末の日常的な利活用や、デジタル教科書、CBTの導入が進むなかで、学校において必要なネットワーク速度は更に高まる見込みであり、改善が急務。
- ✓端末の整備・更新に係る国庫補助要件に「ネットワーク整備計画の策定」を設定。

教育DXに係る政府KPI（抜粋）

- ✓ネットワークアセスメント実施済の学校：100%（令和7年度まで）
- ✓必要なネットワーク速度を確保済の学校：100%（令和7年度まで）

学習者用デジタル教科書について

デジタル教科書の制度等

- 学習者用デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高校等において、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能。
- デジタル教科書の今後の在り方に関する検討会議の議論を踏まえ、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃。

学習者用デジタル教科書の推進

- 令和3年度から令和5年度は「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」、令和6年度からは「学習者用デジタル教科書購入費」として、小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供し、学校現場における活用を推進。

令和3年度

・任意の1教科→**全国の約40%**

令和4年度

・英語 → **全国の100%**
・算数・数学 → **全国の約20%**
(その他教科で50%)

令和5年度

・英語 → **全国の100%**
・算数・数学 → **全国の約50%**

令和6年度・7年度（予定）

・英語 → **全国の100%**
・算数・数学 → **全国の50～60%**

導入の方向性

中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 報告（令和5年2月）

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、**教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入。**
- 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、**まずは小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」で導入。**
- **その他の教科については「算数・数学」**など、現場のニーズを踏まえて導入（令和4年度の実証事業において、英語の次に現場のニーズが高いのは算数・数学）。

※ 慣れには少なくとも数年は必要であり、当面の間はデジタルと紙を併用

デジタル教科書推進ワーキンググループの設置について

○令和6年7月12日、中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会において、「デジタル教科書推進ワーキンググループ」の設置が決定。これまで、9月から1月にかけて5回開催。

○設置の目的：

令和元年度から教科書代替教材としてデジタル教科書が制度化され、令和3年度からは実証事業として、令和6年度からは本格導入として国からデジタル教科書を提供し、学校ICT環境の整備やデジタル教科書に係る標準仕様書、ガイドライン、事例集の整備とも相まってデジタル教科書の活用が進んできている。

そのような中、次期学習指導要領の検討やGIGAスクール構想第2期を見据えつつ、デジタル教科書の効果・影響を検証し、児童生徒の学びの充実の観点からその在り方と推進方策について検討審議することが必要となっている。

○主な検討事項：

- (1) デジタル教科書の在り方と推進方策
- (2) (1)を踏まえた制度的な位置付けについて
- (3) その他

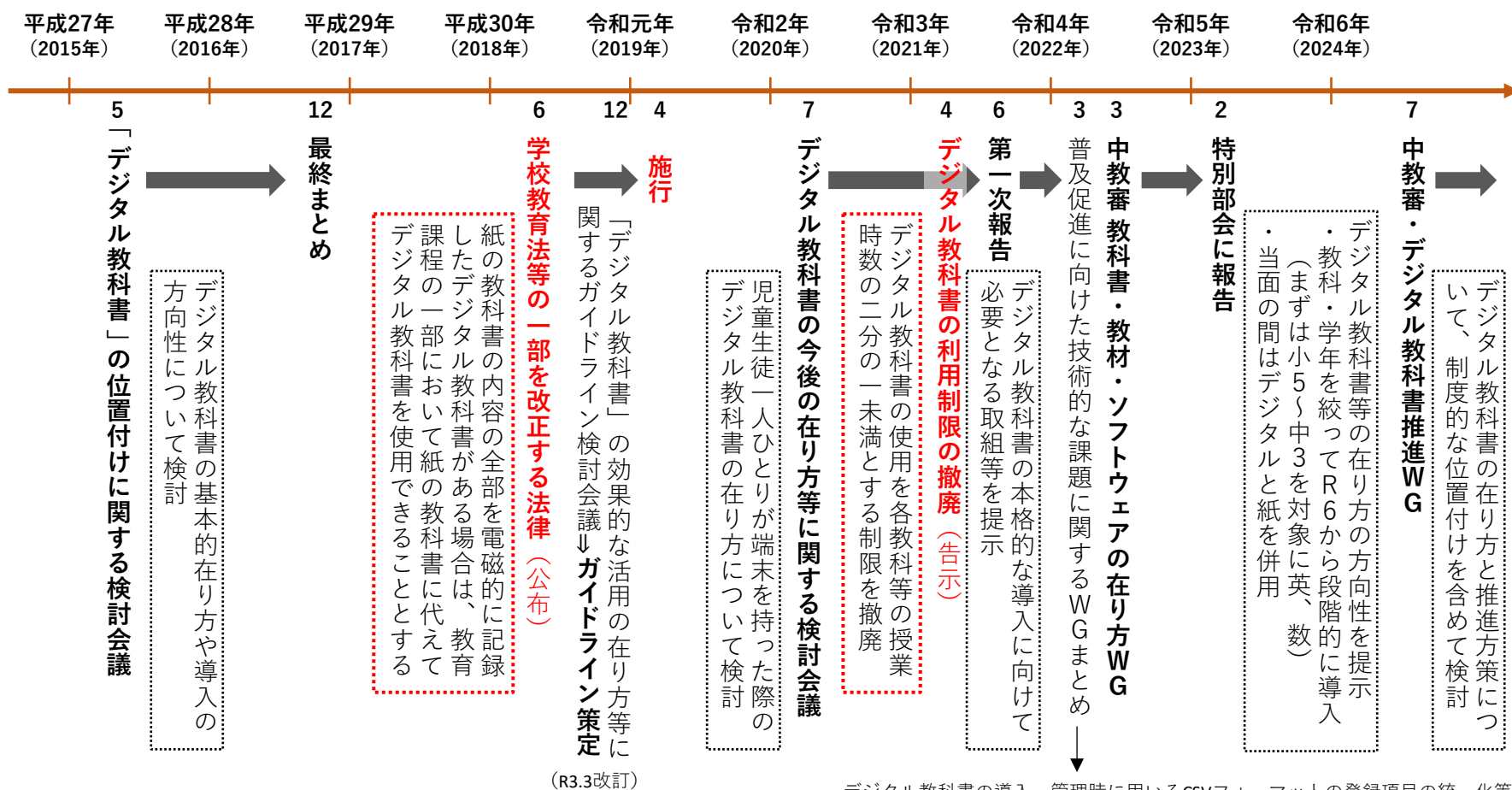
○委員構成（10名）（令和6年10月30日時点）

- ・堀田龍也主査 東京学芸大学教職大学院教授
- ・中川一史主査代理 放送大学学園次世代教育研究開発センター長、放送大学教授
- ・阿部千鶴委員 横浜市立荏田南小学校校長
- ・太田敬介委員 公益社団法人日本PTA全国協議会会長
- ・岡本章宏委員 一般社団法人教科書協会デジタル化専門委員会委員長、教育出版株式会社ICT事業本部本部長
- ・坂本雅彦委員 東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会連合会会長
- ・中村めぐみ委員 つくば市立みどりの学園義務教育学校教頭
- ・奈須正裕委員 上智大学総合人間科学部教授
- ・細田眞由美委員 前さいたま市教育委員会教育長、国立大学法人兵庫教育大学客員教授
- ・松谷茂委員 学校法人文化杉並学園理事長、日本私立中学高等学校連合会常任理事

学習者用デジタル教科書に係るこれまでの主な議論・制度改革

【主な制度改革】

- 平成31年4月から、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合には、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能に（学校教育法等の一部改正）
- 令和3年4月から、デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃（文部科学省告示の一部改正）



誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized
and Optimized Locations of
learning
(令和5年3月策定)

- 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、
 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
 3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。
- 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○ **不登校特例校の設置促進**（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。⇒「学びの多様化学校」に改称（令和5年8月31日）

○ **校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進**（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）

○ **教育支援センターの機能強化**（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）

○ **高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障**（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）

○ **多様な学びの場、居場所の確保**（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

実効性を高める取組

- **エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施**（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）
- **学校における働き方改革の推進** ○ **文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置**

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- **1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進**（健康観察にICT活用）
- **「チーム学校」による早期支援**（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）
- **一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援**（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- **学校の風土を「見える化」**（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）
- **学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善**（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）
- **いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底**
- **児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進**
- **快適で温かみのある学校環境整備**
- **学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に**

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)



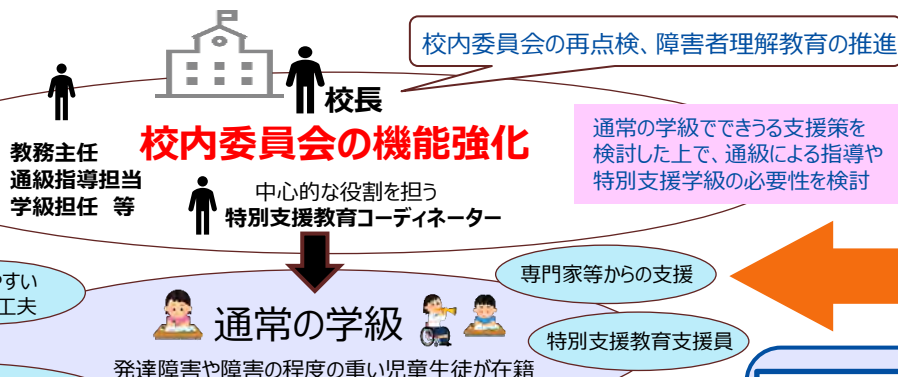
現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

①校内支援体制の充実

- ☞ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応



②通級による指導の充実

- ☞ 本人や保護者が仕組みや意義を理解した上で、指導を受けることが重要
- ☞ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、自校通級や巡回指導を促進
- ☞ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- ☞ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

通級による指導



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など、在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

特別支援学校

③特別支援学校のセンター的機能の充実

- ☞ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実

特別支援学校のセンター的機能の発揮

④インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- ☞ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- ☞ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行い、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

特別支援学校設置基準の概要

趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

主な内容

他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2項】

等

特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

等

その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）スケジュール

令和3年9月24日 公布
令和4年4月 1日 施行
令和5年4月 1日 施行（編制、施設及び設備）

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）
→子供たちは、激しい変化が止まることのない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

顕在化している課題

①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

③デジタル学習基盤の効果的な活用

- デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

- 子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要

- 教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

※別途諮問している「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」に係る検討と連携

義務教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（令和6年12月24日）概要①



本審議まとめの位置付け

- 義務教育を取り巻く今日的な課題への対応について、国や中央教育審議会において、専門的な議論・検討が進みつつあることを受け、令和答申以降の議論の蓄積も踏まえつつ、**義務教育における今後の学校の在り方についての基本的な考え方**や、**その実現に向けた取組の方向性**について取りまとめ。

義務教育を取り巻く今日的な課題

	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響 臨時休業や学校教育活動（授業、学校行事、係活動や委員会活動など）の制約
	児童生徒の指導上の様々な課題 不登校児童生徒数は過去最多を更新、いじめ重大事態・暴力行為の発生件数等も過去最多
	教師を取り巻く環境整備 依然として長時間勤務の教師が多く、全国的に「教師不足」が発生
	情報化の加速度的な進展と学校における変化 義務教育における学習基盤や教育環境の劇的な変化、生成AI等の新技術

義務教育の目的と歴史的経緯を踏まえた学校の役割

義務教育の目的

- 一人一人の児童生徒の有する能力を伸ばしつつ、社会で自立的に生きる基礎を培うこと
- 国家及び社会の形成者として必要な基本的資質を養うこと

2040年以降の社会を見据えた教育政策の基本方針（教育振興基本計画）

- 持続的な社会の創り手の育成
- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の学校教育の本質的な役割（令和答申）

- 学習機会と学力の保障
- 社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障
- 安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障

目指すべき義務教育・学校教育の姿及び取組の方向性

① 義務教育の中核としての学校教育の役割

- 学力や健やかな体を育むだけでなく、**学校生活全般において、他者と関わりながら、共に学び、人間性を涵養する学校教育の役割の重要性**を再認識
- 社会の分断や格差を防ぎ、民主的で公正な社会を形成する基盤としての**学校こそが、引き続き義務教育の中核**を担うべき

② 公教育としての共通性の担保と多様性の包摂

- 学校を、**子供たちが安全に安心して学び、ウェルビーイングを実現できる場所**にすることが必要
- **公教育として必要な共通性を最低限担保しつつ、一人一人の「よさを徹底的に伸ばす」**ことに対応できる学校教育の実現
- **個々の不登校児童生徒の状況に応じ、様々な形態の学びの多様化に資する環境整備や関係機関の連携体制が重要**

③ 児童生徒と教師が集い、共に学び、生活する場としての価値の最大化

- 過度に同調圧力が高まることのないよう十分に留意しつつ、**児童生徒と教師が集い、共に学び、生活し、成長する中で、民主的で公正な社会を実現する場としての学校の価値を最大化していくことが重要**
- 児童生徒や教師が**学ぶ楽しさや期待を感じながら共に学びに向かうことができるよう、「魅力ある学校づくり・授業づくり」**を推進

④ 生涯学習社会を生き抜く自立した学習者の育成

- **自立した学習者の育成のため、自分に合った学び方や他者と協働する力を身に付けることが大切。子供たちが好きや強みを生かしながら主体的に学べるよう、多様性を包摂する柔軟な教育課程の編成・実施を進めるための方策の検討も重要**
- **子供が主体的に学ぶ機会を積極的に設けることにより、子供たちが自らの学びを「自分事」として捉え、自発的に他者と関わりながら学びを深めていく学習活動を展開**
- 学校教育全般において、**子供たちが自ら学校内外の他者と関わりながら積極的に参画し、挑戦する場面を適切に設定**

⑤ 義務教育の目的を達成するための創意工夫の発揮

- 画一的な教育の有り様は、義務教育の目的・目標の実現を遠ざけるだけでなく、教師の立場を機械的なものへと追いやり、児童生徒と教師等の触れ合いによる生き生きとした教育の働きが十分に発揮されない
- それぞれ状況に応じて、学校現場において**創意工夫を凝らした教育活動が展開できる環境整備を推進**

⑥ 公教育を支える学習基盤に係る一体的な検討・充実

- **教師のウェルビーイングを確保しつつ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援の一体的な推進、教育課程の編成に関する学校裁量、教科書・教材、教員免許・教員研修、ICT、学校施設等の在り方について、学校現場における創意工夫を引き出し、子供たちの学習意欲や創造性を育むものとして、それぞれ専門的な見地から検討を深め、充実を図る**
- 各分野での専門的な検討が一体的に深められ、**次期学習指導要領の改訂の検討と相互に連動しながら進められることを期待**

本審議まとめを契機に、**今後の義務教育、学校教育の方向性に係る共通理解**が図られ、**令和の日本型学校教育の実現・充実に向けた更なる取組が進む**とともに、**次期学習指導要領の改訂や教師を取り巻く環境整備、不登校児童生徒への支援など、今後の各会議体等における専門的な議論やそれに基づく取組を進めるに当たっての共通の方向性となることを期待**。

義務教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（令和6年12月24日）概要②



学びにおけるオンラインの活用 —基本的な考え方—

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で**1人1台端末をはじめとして学校におけるICT環境の整備が急速に進み、学習基盤や教育環境に大きな変革をもたらした。**
 - 空間的・時間的制約を乗り越えた学びの展開（学校外の専門家、他の学校・地域や海外との交流、病気療養児や不登校児童生徒のオンラインでの授業参加）
 - 中山間地域や離島等の小規模校における学びの充実
 - オンラインの活用はこれからの学校の在り方の実現にも資するもの。
 - 教師の献身的な努力のみに頼るようなことはあってはならず、個々の状況に応じて各学校・教育委員会が戦略的にオンラインを活用できる環境の構築が重要。
 - オンラインは学びのツールの一つであり、教育の質の向上や子供たちの学びへのアクセスの保障を実現するための最適な手段は何かという観点から選択し、活用することが適切。**
 - これからの学校教育のあるべき姿としては、**学校に教師と児童生徒が集い、共に学び、生活する中で子供たちの資質・能力を育てていくという義務教育段階における学校教育の役割や価値が最大限に発揮**されることが重要。オンラインの活用を進める上では、特にこの点に留意することが必要。
 - 学校教育の中心である授業は、単に知識を伝達するものではなく、児童生徒と教師、児童生徒同士が触れ合い、関わり合う中で、対話や協働、学び合いや教え合い等を通じて学習する場
 - 特に義務教育段階においては、教師が児童生徒と共に学校生活を過ごし、日常的に児童生徒一人一人の特性や状況等を把握すること等を通じ、教師と児童生徒との信頼関係や児童生徒相互のより良い人間関係を構築することが質の高い教育活動を行う上で不可欠
- 義務教育段階におけるオンラインの活用は、学校や教師に代わるようなものではなく、対面による指導の中でオンラインを適切に組み合わせることで、子供たちの興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる観点から教師をサポートし、児童生徒の学習をより充実させるものと位置付けられるべき。
- ※「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和3年3月29日内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）で確認された内容を十分に踏まえる必要

必要な方策

(1) 義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のための取組

① 義務教育段階における活用方策

- # GIGAスクール構想の着実な推進を通じた1人1台端末の着実な更新、安定したネットワーク環境の整備などのデジタル学習基盤の整備
- # 外部専門人材を活用した事例（プログラミング、英語、探究学習、STEAM教育等）の収集・発信
- # 文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の機能拡充・活用拡大、デジタル教材等が連携する仕組みの構築を通じた教育データを分析・活用できる環境整備の推進
- # ICT支援員の配置拡充等を含めた指導体制の充実等

② 小中学校の連携・接続

- # オンラインを活用した小中学校の連携・接続の好事例の周知・普及

③ 中山間地域や離島等に立地する小規模校における活用

- # 小規模校におけるオンラインを活用した学びの好事例の周知・普及
- # 「教科・科目充実型」や「教師支援型」の遠隔授業の活用による免許外教科担任の解消・負担軽減
- # 広域自治体としての都道府県の取組の好事例の周知

④ 遠隔教育特例制度の活用

- # 学校現場の創意工夫が発揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となるよう、見直された制度の活用を推進

(2) オンラインを活用した学びへのアクセスを保障するための取組

① 不登校児童生徒への対応

- # オンラインを活用した相談体制の構築を推進
- # オンラインで必要な支援につなげることができるよう、教育支援センターにおけるICT環境を整備
- # オンデマンド型も含めたコンテンツの利用促進・周知
- # メタバース等を活用した先進的な支援に関する実証研究を行い、成果を周知
- # 自宅等でのICT等を活用した学びを出席扱いとするだけでなく学習成果の成績反映を促す
- # 遠隔授業を有効に活用した学びの多様化学校の設置事例を収集・発信
- ※ オンラインの活用ありきで支援を検討することは適当ではなく、オンラインでの支援を行うことが適切かは**一人一人の子供の状況に応じて慎重に判断することが必要**。不登校児童生徒が抱える課題はそれぞれ異なることを踏まえ、子供たちに応じた支援を検討する中で、**選択肢の一つとしてオンラインの活用を位置付けることが重要**。

② 義務教育未修了者・形式卒業者への対応

- # 授業を欠席した者や夜間中学への通学が困難な者に対し、可能な限り学ぶ機会を提供し、夜間中学での学びにつなげるために、対面による授業を原則とした上で、夜間中学の授業の配信を受けることは可能であることを周知

③ 病気療養児や日本語指導が必要な児童生徒への対応

- # オンラインの活用が有効な場面での活用を推進

(3) 働き方や生活スタイルの多様化への対応

○ 働き方や生活スタイルの多様化への対応

- # 二地帯居住等を行う保護者と共に普段の居住地から離れた児童生徒を、区域外就学制度を活用して受け入れる取組を行っている自治体について、受け入れに当たっての具体的な課題や解消方策例等の把握

1. 概要

これからの高等学校教育の在り方を検討するため、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方、全日制・定時制・通信制の望ましい在り方、探究・文理横断・実践的な学びの推進について検討し、令和5年8月に「中間まとめ」を取りまとめたところ。その後も「審議まとめ」に向けて議論を重ね、主に以下の内容を盛り込む形で令和6年12月に素案を示している。（次回は1月31日に開催）

2. 「中間まとめ」から充実された提言内容

①DXハイスクール事業の更なる推進

- ・ICTを活用した探究・文理横断・実践的な学びを行うDXハイスクールの更なる拡大。
- ・グローバルな視点、特色化・魅力化を図る視点、産業界等と連携した最先端の職業人材育成などプロフェッショナルな視点から取り組む学校を重点的に支援。

②専門高校を拠点とした地域人材の育成・地方創生の支援等

- ・自治体や企業など多くの関係者の積極的な支援を受けながら人材を育成するとともに、専門高校を拠点とした地方創生に取り組む地方公共団体を支援。
- ・高校生自らが活動を紹介する動画を作成するなど、その魅力を産業界、大学や小中学校、地域住民や保護者等に伝えることができる取組の充実。

③通信制高校の質の確保・向上

- ・所轄庁や設置者、学校において、法令等に従い適切な学校運営や教育活動が行われるよう、国として継続的に指導しつつ、更なる質の確保・向上を図るための方策を検討。

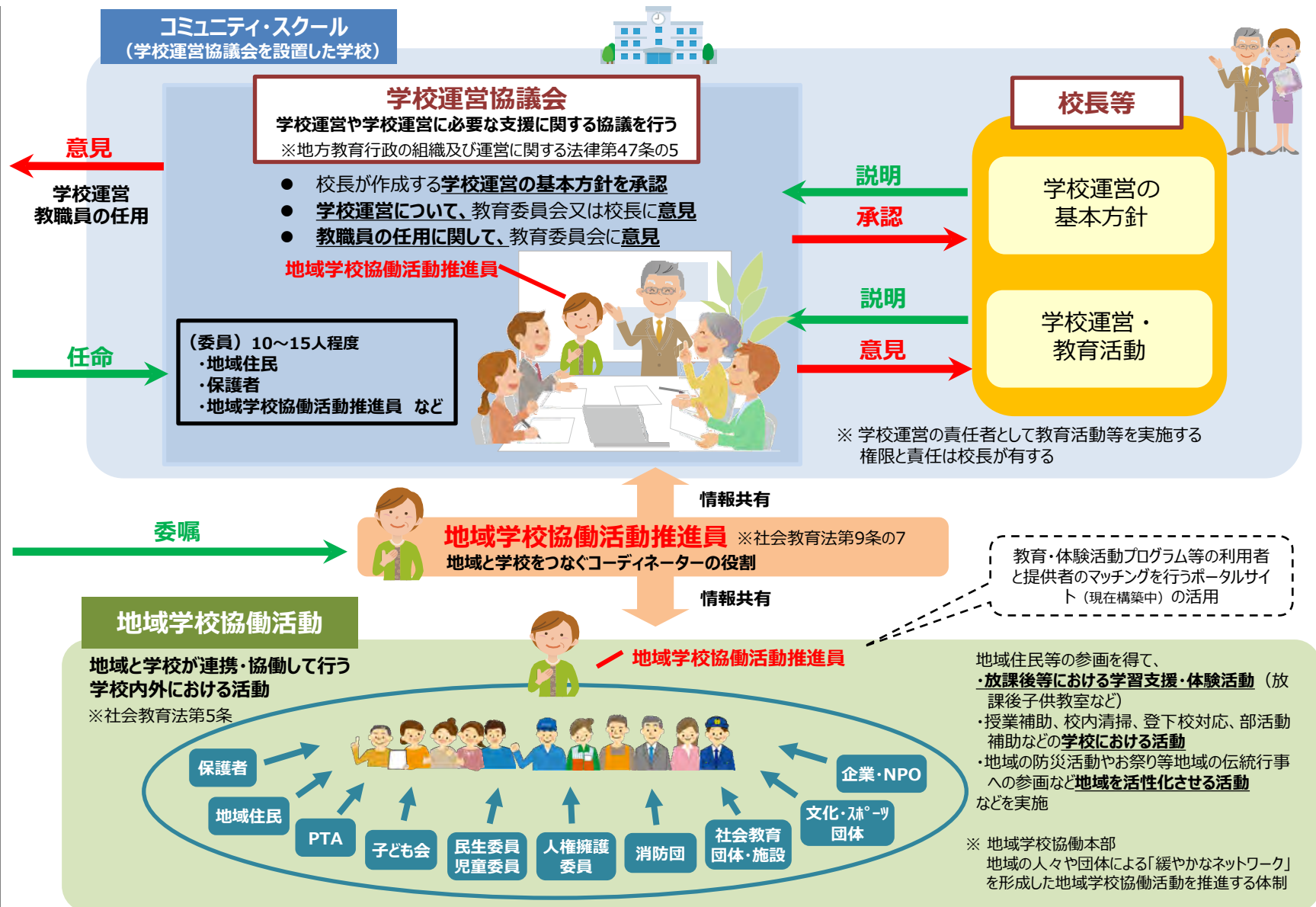
④遠隔授業や通信教育の活用による不登校生徒等の学習機会の確保

- ・不登校生徒等が自宅等から遠隔授業を受けたり、通信教育を活用したりすることを可能とする制度改革を実施。実際に進めるに当たってのノウハウ等の構築が必要。

⑤教育費の負担軽減

- ・将来に負担を先送りしないため、家計への支援、あるいは教育環境の充実を含む学校への支援などの方法や内容について、どのような施策がより効果的かを丁寧に検討。
- ・高校生等奨学給付金の支給の早期化を含めた内容の充実や、義務教育段階からの周知の充実など、緊急性の高い施策から優先的に取り組むことが重要。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆ 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆ 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆ 中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆ 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆ 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆ 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



令和6年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**
2,018校増 6.4ポイント増

導入自治体数

1,347自治体 (74.3%) **1,449自治体 (79.9%)**

うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**
1,811校増 7.0ポイント増

〔 40都道府県 16指定都市
1,375市区町村 18学校組合 〕

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校
(前年度から719校減)

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**
791校増 2.9ポイント増

地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**
563本部増

うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

コミュニティ・スクールのみ

4,527校 (13.2%)

コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**
2,140校増 6.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**
1,931校増 7.3ポイント増

地域学校協働本部のみ

6,310校 (18.4%)

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**
1,534自治体 (84.6%)

② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**
852自治体 (47.0%)

③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

調査基準日：令和6年5月1日

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況（R6.5.1）登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人
（R6.10.1）登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の嵩上げ[R6補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ **学校施設の積極的な活用**
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援[R6補正]
- ⑧ **スモールコンセッションによる事業所整備の周知**

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善
- ③ 職員の確保支援[R6補正]
- ④ 平日夜間の人材確保支援[R7拡充]
- ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R6補正]
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減[R6補正]

3）適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援[R7拡充]
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進[R7拡充]
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【一部R6補正、R7拡充】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応【一部R6補正】
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業[R6補正]
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善（再掲）
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組【一部R6補正】
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備＜152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ＞
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携＜同一小・中学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ＞
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備＜新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように＞

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）こども・子育て当事者の意見反映について

放課後児童対策パッケージ2025（本文） 令和6年12月

https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/houkagojidoutaisaku_package2025.pdf



※丸数字の下線は、主な新規・加筆項目

放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について

(令和5年8月31日付けこ成環第125号・5教地推第71号通知)【概要】

放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、改めて「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」)の趣旨を周知するとともに、**待機児童の解消を目指し、学校施設を有効活用した放課後児童クラブの実施等の取組を一層促進するため、配慮いただきたい事項について通知**するもの。

1. 学校施設等の有効活用について

(1) 余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ① 余裕教室の活用、**学校施設の一時的な利用(タイムシェア)**の促進
- ② 学校教育・児童福祉を担う**部局間・関係者間の連携**による検討
- ③ 余裕教室の改修、設備整備、備品購入、プレハブ施設の設置等に係る**国庫補助(放課後子ども環境整備事業)**の活用
- ④ 学校施設の転用に係る**財産処分手続の大幅な弾力化等**

(2) 廃校施設の活用

- ・ 地域の実情・ニーズを踏まえた廃校施設の活用
- ・ 施設改修、送迎支援に係る国庫補助(子ども・子育て支援施設整備交付金)の活用

(3) 学校施設と放課後児童クラブの複合化

- ・ 学校施設と他の公共施設等の複合化に関する報告書・事例集、複合化して整備する場合の補助金の活用

2. 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化について

- ・ 学校施設の管理運営上の責任の所在について関係部局間での取決めが行われやすくなるよう示した**協定書のひな形**(R1.7通知)の参照
- ・ 学校施設の一時的な利用(タイムシェア)において**あらかじめ取り決めておくことが望ましい事項**の参照

3. 関係部局間・関係者間の連携について

(1) 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

- ・ 教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について積極的に**総合教育会議で取り上げ**

(2) 推進委員会等による放課後児童対策の検討

- ・ 市区町村：新プランに基づく運営委員会等を活用した適切な体制づくり
- ・ 都道府県：新プランに基づく推進委員会等を活用した連携

(3) 学校運営協議会を活用した学校・家庭と放課後児童クラブとの連携

- ・ **学校運営協議会制度の導入や積極的活用**(例：放課後児童クラブ関係者を協議会委員に選定、議題設定の工夫)の検討

4. その他

(1) 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した運営について

- ・ 新プランに基づく**両事業の連携**、同一小学校内等での**一体型の推進**
- ・ 国庫補助等の活用による推進体制の構築・実施環境の整備

(2) 放課後のこどもの居場所づくりについて

- ・ 児童館・社会教育施設等を活用した居場所の確保
- ・ 国庫補助(放課後居場所緊急対策事業：児童館等の入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置を支援)の活用



放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について(通知)(令和5年8月31日付けこ成環第125号・5教地推第71号通知)
https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R5houkagojidou_shisetsukatuyou_tsuchi.pdf

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、学校休業日3時間程度とし、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・学校部活動に準じた活動時間を遵守し、休養日の設定。休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、休日の部活動の地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ ポイント

改革の理念及び基本的な考え方等

※各論（個別課題への対応等）については、最終とりまとめまでに更に検討

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的（※１）。
 - 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
 - 地域クラブ活動（※２）においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
- （※１）改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮
- （※２）民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定主体等を国として示す必要。

⇒ 上記の理念等をより的確に表すため、地域全体で連携して行う取組のうち、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更（地域展開を行い、学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要）。

今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあった方針を決定。

改革の 進め方	・<u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</u>。 （中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施） ・<u>平日</u>については、各種課題を解決しつつ<u>更なる改革</u>を推進。まずは、<u>国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方等を検証、地方公共団体においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を実施</u>。
次期 改革期間	「 <u>改革実行期間</u> 」（前期： <u>令和8～10年度</u> ⇒ <u>中間評価</u> ⇒ 後期： <u>令和11～13年度</u> ） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手。
費用負担 の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要（公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要</u>）。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援</u>については<u>確実な措置</u>を行う必要。

地方公共団体における推進体制の整備

- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備。都道府県のリーダーシップ、複数の市区町村による広域連携も重要。

学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 今後、地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まえつつ、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討（最終とりまとめまでに更に検討）。

（主な文教施設関係記載の抜粋①）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

（1）D X

（教育D X）

・こどもたちの学びの更なる充実と教職員の負担軽減に向け、国策として推進するG I G Aスクール構想を中心に、クラウド環境や生成A Iの活用等による教育D Xを加速する。

・伴走支援の強化、デジタル教科書等の学習ソフトの活用促進など、ハード・ソフト両面からの教育環境の充実を図る。

・学びの個別最適化に向けた取組や、入学・高校入試事務のデジタル化を含む校務D Xの推進に向けた取組等を加速し、先進事例の創出と横展開を図る。

（2）G X・エネルギー安全保障

省エネルギーについては、省エネ設備投資の支援やZ E H・Z E B^{※36}、断熱窓及び高効率給湯器の普及、中小企業の省エネ診断の活用を促す地域金融機関等との連携・支援体制の構築を進める。

※36 Net Zero Energy House及びNet Zero Energy Buildingの略称。

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

（4）農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

林道等基盤整備や再造林、国産材転換、木材利用拡大^{※105}、花粉症対策等を進める。

※105 J A S構造材、C L T（直交集成板）等。

8. 防災・減災及び国土強靱化の推進

（1）防災・減災及び国土強靱化

・気候変動による災害リスクや大規模地震の切迫性が高まっている中、激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」¹⁶³に基づき、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

・引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」¹⁶⁴に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。

・施策の実施状況の評価など「国土強靱化実施中期計画」¹⁶⁵に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる。

・国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、インフラ老朽化対策・耐震化の加速化、T E C - F O R C E等¹⁶⁷の国の災害支援体制・機能の拡充・強化、学校を始め避難所等の防災機能の強化等¹⁶⁸を推進する。

（主な文教施設関係記載の抜粋②）

（2）東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興

（能登半島地震からの復旧・復興等）

・被災自治体への国等の支援や、初動対応、避難所運営、物資の調達・輸送、広域・在宅避難等への支援など¹⁷⁵災害応急対策の取組強化、災害時のデジタル人材支援、災害に備える意識醸成や実践的訓練、必要な制度見直し¹⁷⁶等¹⁷⁷を行う。

※175 災害時の学校支援に係る教育関係者の派遣を含む。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（3）公教育の再生・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生）

・教職調整額の水準を少なくとも10%以上に引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言²¹⁹を踏まえるとともに、財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法²²⁰改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善する。

・35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい²¹⁶教育環境や指導体制を構築していく。

・学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、学びの多様化学校や学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化等の不登校対策やインクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実²²³に向けた体制や環境の整備、養護教諭の支援体制等の推進、夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進²²⁴等²²⁵により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。

225 教育環境向上と老朽化対策を一体的に行う長寿命化・脱炭素化改修や、体育館への空調設備の設置等の防災機能の強化、特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を含む計画的・効率的な整備等を含む。

（4）戦略的な社会資本整備

（PPP／PFIの推進）

・ウォーターPPPや空港、スタジアム・アリーナ等の重点分野への事業化支援を継続しつつ、自衛隊施設、国立公園、火葬場のPPP／PFIを推進する。

（主な文教施設関係記載の抜粋①）

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第2節 物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～

1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応

（2）地域の実情等に応じた物価高対策の推進

地方創生臨時交付金のうち「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やL Pガス使用世帯への給付等の支援
- ・事業者については、特別高圧やL Pガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、**学校施設**、商店街・自治会等に対し、**エネルギー価格**や食料品価格の高騰に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、**上記の取組を継続**しつつ、これから厳冬期を迎えることを念頭に灯油支援のメニューを新たに追加するなど、**推奨対象を拡大した上で、「重点支援地方交付金」の更なる追加**を行う。

（施策例）

- ◆ 物価高に大きく影響を受ける事業者等を支援する「**重点支援地方交付金**」（内閣府）

（主な文教施設関係記載の抜粋②）

第3節 国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～

1. 自然災害からの復旧・復興

令和6年能登半島地震を含め、近年の自然災害で被災したインフラや病院、学校等の公共施設等の復旧を進める。

（施策例）

◆ 学校施設、文化財等の災害復旧

2. 防災・減災及び国土強靱化の推進

「国土強靱化基本計画」に基づき、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、必要かつ十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を推進する。（中略）

避難所となる全国の学校体育館への空調整備について、ペースの倍増を目指して計画的に進める（※）。（中略）

政府の災害対応体制の強化、被災自治体・被災者への支援の強化等に向けて必要な制度見直しを行う法改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。防災庁の設置に向けた準備を進める。

（施策例）

- ◆ 建築物、学校施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設、文化施設、自然公園、公共施設等の耐災害性の強化
- ◆ 河川・ダム、道路、都市公園、鉄道、港湾・漁港、ため池、農業水利施設、学校施設等の重要インフラに係る老朽化対策
- ◆ 能登半島地震を踏まえた、TEC-FORCE等の災害対応に係る支援体制・機能の充実強化

（※）脚注

学校体育館の空調設備の光熱費については、設備設置の進捗を踏まえつつ、地方交付税措置を検討する。

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

（3）公教育の再生を始めとする学びの支援

「人づくりこそ国づくり」という考え方の下、あらゆる人が、最適な教育を受けられる社会を実現することを目指す。

（施策例）

◆ 特別支援学校の教室不足解消に向けた施設整備

2. 学校施設整備に関する現状

量的整備

昭和40～50年代
児童生徒急増対策の
ための整備

質的整備

昭和50年代後半～
教育内容・方法の変化等
に応じた整備の推進

耐震化

平成期～
学校耐震化の推進
による安全確保

令和時代の 学校施設整備

学校教育（ソフト）面からの要請

- ・ 学習指導要領改訂
- ・ 個別最適な学びの実現
(GIGAスクール構想、35人学級化)

- 1人1台端末を前提とした新しい時代の多様な学びへの対応
- 小学校35人学級化に伴って生じる教室不足への対応

施設整備（ハード）面特有の課題

- ・ 老朽化した施設の維持・更新
- ・ 環境負荷の低減
- ・ 避難所としての役割

- 施設の長寿命化対策の推進
- 施設の省エネルギー化、太陽光発電の導入等の脱炭素化
- 防災機能の強化

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICT環境の整備とあわせて、学校全体を学びの場として、その在り方と推進方策を提言

学校施設の在り方に関する調査研究協力会議（令和4年3月 最終報告取りまとめ）

Schools for the Future

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

「未来思考」の視点

- 学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- 教室環境について、単一的機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもつ。
- 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画的・固定的な脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもつ。
- どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。

全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実



新しい時代の学び舎として目指していく姿

新時代の学びを実現する学校施設環境の確保

1人1台端末のもと、児童生徒一人一人に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現できる施設環境を確保していくため、老朽化対策とあわせ、新しい時代の学びを実現する教育環境の向上を推進していくことが必要。

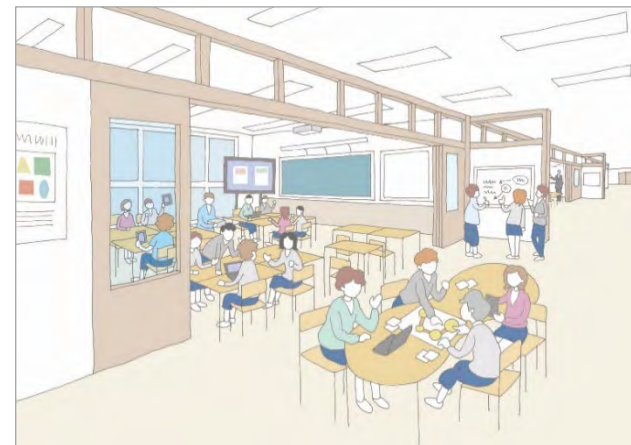
(例)



1人1台端末を文房具として活用し多様な学びを展開できる空間



ICT活用等による協働的な学びを展開できる空間



教室との連続性・一体性を確保し多様な学習活動に柔軟に対応できる空間



※イメージ図は「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 新しい時代の学校施設検討部会」より。

CO-SHA Platform ～学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム～



「新時代の学びを実現する学校施設」を目指して施設整備を行う学校設置者や、校舎を最大限活用したい教職員、整備を行う民間業者など、どなたでもご利用可能なプラットフォームです。

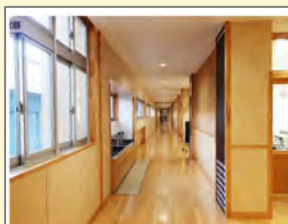
CO-SHA Platform ～ co-creation(共創) , sharing ideas (共有) ～

I 新たな学校施設づくり のアイデア集

学校施設の整備・活用事例を
使いやすいコンテンツとして掲載しま
す

全国の効果的な取組を今後も掲載増

- ✓ 事例ごとにPDFで出力可能
- ✓ ビジュアルや図面などの情報を充実
- ✓ 絞り込みに便利なタグ機能
- ✓ 学校設置者から掲載希望の事例を募集



快適性と省エネの両立を目指した、地域の防災拠点となる長寿命化改修
矢吹小学校（福島県西白河郡矢吹町）
長寿命化 断熱断水 断水 省エネ 自然エネルギー
地域連携 変換な学校空間 居ながら通学

II アドバイザーへの 相談窓口

学校建築アドバイザーによる助言や派遣
を行う相談窓口を設置します

各分野の専門家への相談受付中

- ✓ 学校建築のエキスパート
- ✓ 改修実績のある実務経験者
- ✓ ICTを活用した新しい学びに関する有識者など



相談例：
改修による柔軟で創造的な
空間づくりのためのアドバイスが
ほしい

III イベント& コミュニティづくり

ワークショップの開催や
オンライン形式のイベントを行います

全国的な共創の実現に向けた取組

- ✓ ワークショップを通じた参加者相互の対話による課題抽出
- ✓ アドバイザーや学校設置者による座談会形式のオンラインイベントの開催

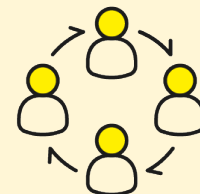


IV プロジェクト支援

新しい空間づくりに取り組むプロジェクトを募集
して支援

課題解決に向けたプロジェクト

- ✓ 課題をかかえている学校等を対象に教室のレイアウトの更新等のプロジェクトに取り組む主体を支援（アドバイザーによる定期的なメンタリングによる伴走支援等）
- ✓ イベントにおいてプロジェクトの成果報告により取組を横展開



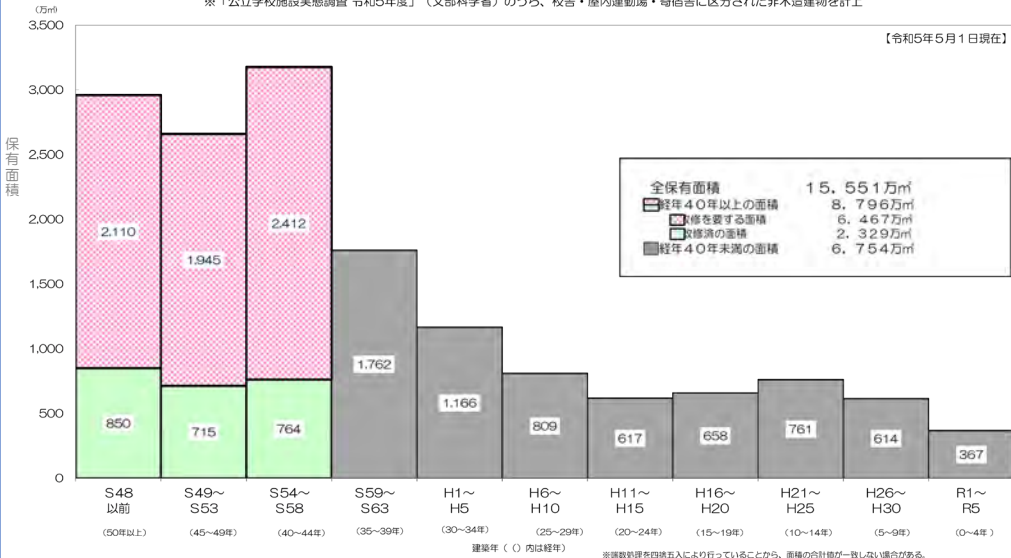
学校施設の長寿命化を図る老朽化対策

昭和40年代後半から50年代に建設された施設が多く、半数以上が築40年を経過、そのうち約7割が改修を要する。

⇒ 整備手法の工夫(長寿命化改修)により費用を縮減しつつ各年度の負担を平準化を行うことで
着実に老朽化対策を実施し、安全・安心で機能的な学校を実現

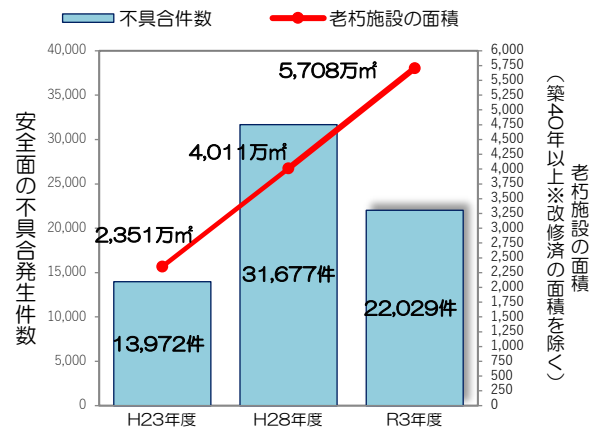
公立小中学校の経年別保有面積＜全国＞

※「公立学校施設実態調査 令和5年度」（文部科学省）のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建物を計上



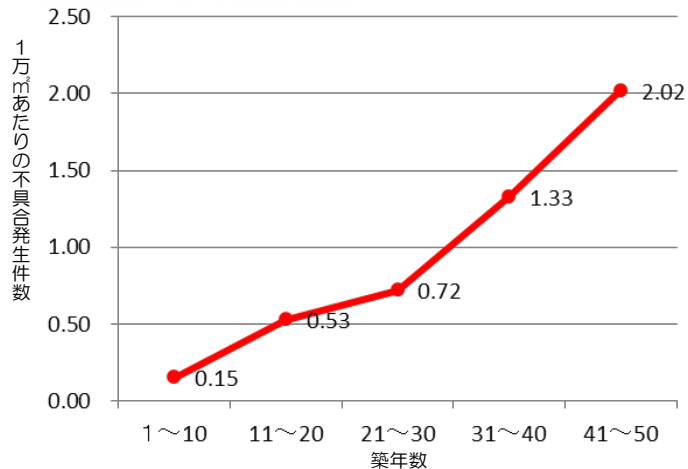
＜老朽施設の面積と不具合発生件数＞

老朽施設の面積は **5年間で約1.4倍**に増加
不具合の発生件数は約1万件減少。



＜築年数と安全面の不具合発生率＞

抽出調査（調査対象47市町村が設置する公立小中学校3,535校）。グラフは外部・内部・設備改修を行ったものを除いた保有施設面積と安全面の不具合等の発生状況を示すもの。（文部科学省調査）



劣化による配管破損



老朽化により手すりが落下

長寿命化改修事業の概要

【概要】

- 従来、改築（建て替え）していた老朽施設の再生を図るため、構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など、現代の社会的要請に応じた改修を支援
- また、将来的に長寿命化を図る建物について、健全な状態を保つための予防的な改修工事を適切なタイミングで実施し、致命的な損傷の発現を事前に防ぐことで、効率的・効果的に施設の長寿命化を図ることを目的として、令和2年度より予防改修事業を創設

【対象校】 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園

【対象建物】 校舎、屋内運動場、寄宿舎

【算定割合】 1 / 3

※学校施設以外の公共施設と複合化・集約化する場合の長寿命化事業（寄宿舎は対象外） 1 / 2

※教室の数の増加を伴う特別支援学校の校舎の長寿命化事業及び予防改修事業 1 / 2

【補助要件】 ①長寿命化事業（建築後40年以上経過したもの）

下限度額：7,000万円（小規模校 1,000万円、幼稚園 400万円）

上限度額：なし

②予防改修事業（建築後20年以上40年未満のもの又は長寿命化改修後20年以上経過したもの）

下限度額：3,000万円（小規模校 1,000万円、幼稚園 400万円）

上限度額：1 億円

※国庫補助と地方財政措置により、地方自治体の実質的な負担割合は26.7%

長寿命化改修の事例



長寿命化改修により、建て替え同等の教育環境を確保

長寿命化改修に合わせて、多目的に活用できるワークスペースを整備

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について

- 令和2年のバリアフリー法改正により、**既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化**。学校設置者において、関係部局との連携を図りながら整備計画を策定し、**計画的な取組を加速することが必要**。
- 文部科学省では、将来的に全ての学校施設におけるバリアフリー化を目指しつつ、**令和7年度末までの整備目標を設定**し、学校設置者に取組の加速を要請。また、バリアフリー化のための改修事業について国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ（令和3年度～）。
- 学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（令和6年度）を実施中（取りまとまり次第、公表予定）。

公立小中学校施設のバリアフリー化率

対象		令和2年度	令和4年度	令和7年度末までの目標
バリアフリースイール	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校※に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%（校舎）、約98%（屋内運動場）に相当
	屋内運動場	36.9%	41.9%	
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する
		屋内運動場	74.4%	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	57.3%	
		屋内運動場	57.0%	
エレベーター （1階建ての建物のみ保有する学校を含む）	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校※に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%（校舎）、約76%（屋内運動場）に相当
	屋内運動場	65.9%	70.5%	

〔都道府県別の整備状況（令和4年度）〕

バリアフリースイール		校舎：34%～99% 屋内運動場：22%～66%
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎：52%～99% 屋内運動場：54%～95%
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎：30%～97% 屋内運動場：31%～89%
エレベーター （1階建ての建物のみ保有する学校を含む）		校舎：10%～70% 屋内運動場：50%～95%

〔学校設置者別の整備状況（令和4年度）〕

- ・ 4項目いずれも100%達成は、校舎で138団体、屋内運動場で108団体。
- ・ 学校施設のバリアフリー化に関する計画等があるのは453団体（25%）。



「学校施設のバリアフリー化の推進」特設ページ

- ・ 調査研究・事例集
- ・ 整備目標・実態調査
- ・ これまでの通知・事務連絡等
- ・ 国庫補助制度
- ・ 広報資料
- ・ 相談窓口



報告書「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」（令和4年3月）

→特別支援教育を巡る動向を踏まえ、学校施設の在り方を検討。これを踏まえ各学校施設整備指針も改訂。

特別支援教育を巡る動向

- ・ 特別支援教育を受ける子どもの数の増加
- ・ 学習指導要領の改訂
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（令和3年4月施行）
- ・ 特別支援学校設置基準の制定（令和3年9月公布、施設及び設備に係る規定は令和5年4月施行）
- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定（令和3年9月施行） など

これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方

■障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備、多様な学びの場の整備

（多様な活動に柔軟に対応できる空間の確保、特別支援学校の小中学校等への併置・併設 等）

■一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実

（ICT利用のための無線LAN・電源の整備、医療的ケアの専門スタッフ等のための空間整備 等）

■地域のコミュニティの拠点としての機能の充実

（福祉避難所として児童生徒や要配慮者等の利用を想定した平面計画・動線計画 等）

■社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり

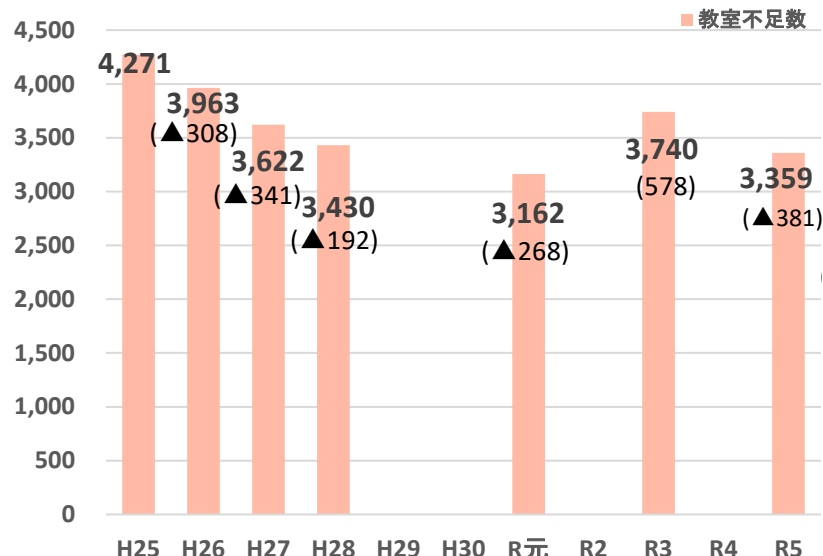
（バリアフリー化、特別支援学校の教室不足解消のための既存施設の有効活用 等）

国における推進方策

- ・ 各学校施設整備指針の改訂とともに、学校施設の計画・整備の事例を整理し、各学校設置者に周知。
- ・ 特別支援教育を行う学校施設の整備に有効に活用できる財政支援等について周知し、活用を促進。

特別支援学校の教室不足について

公立特別支援学校における教室不足数の推移



()内は前回調査時点からの増減数。R元以降、調査は2年周期で実施。

前回調査と比較して381教室減少しているが、依然として、特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加により、令和5年10月1日現在3,359教室の不足が生じている。

(※) 特別支援学校の教室不足解消に向けた好事例集はコチラ

- ・第一章 児童生徒数の推計
- ・第二章 既存施設等の活用
- ・第三章 基礎自治体等との連携



特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（R6.3.26）

- 各設置者に対し、集中取組期間（令和2年度から令和6年度まで）において、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等を図るなど、首長部局や域内市区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行うよう要請。



文部科学省の支援策等

- 各設置者が行う特別支援学校の新增築等の施設整備に対して、優先的に国庫補助
- 集中取組期間に、特別支援学校ではない既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助率を3分の1から2分の1に引き上げ
- 更なる支援として、集中取組期間において、教室不足解消に向けた既存の特別支援学校校舎の改築・改修の国庫補助率を3分の1から2分の1に引き上げ（令和5年度から）
- 各設置者へのヒアリングを通して好事例集（※）を公表するなど、教室不足の解消に向けた取組の加速化を働きかけ。

地域コミュニティの拠点となる学校施設の整備推進

地域コミュニティの拠点、地域住民の生涯学習の場となる学校施設について、学校と地域社会が連携・協働し、ともに創造・交流する「共創空間」の整備を推進するとともに、他の公共施設等との複合化・共用化等を推進する。また、廃校施設の活用を積極的に促進し、地域活性化に貢献する。

(例1) 学校と地域が支えあい協働していくための共創空間



(イメージ)
地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動ができる共創空間としていく姿

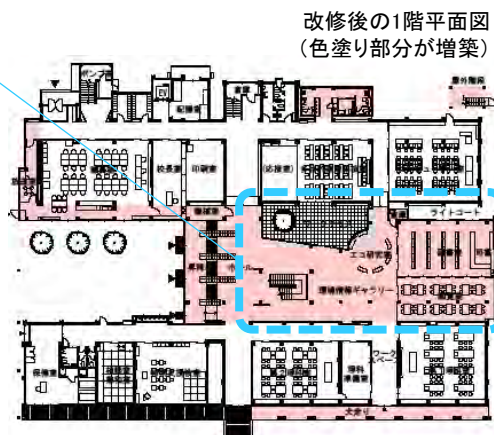
愛知県北名古屋市立西春中学校

校舎の改修により、地域住民の生涯学習の場としてともに活動したり、交流したりすることができる「共創空間」を整備

校舎の長寿命化改修に合わせ、中庭部分にメディアセンター(図書館等)を増築、地域に開放され、住民の活動拠点として活用されている



市の主催で子供向けのクラブを開催



改修後の1階平面図
(色塗り部分が増築)

(例2) 多様な「知」を集積するための複合化・共用化



(イメージ)
他の公共施設(図書館等)との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿

埼玉県志木市立式小学校(左)、埼玉県吉川市立美南小学校(右)

学校施設を核として地域住民等との交流や地域活性化を図る観点等から、他の公共施設と複合化



老朽化した公民館、図書館を学校に複合化。図書館では児童による貸出業務体験もできるなど、複合化によるメリットを最大化。
(写真は公共図書館)



地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで様々な年代が利用する施設を複合化。体育館等も地域に開放。
(写真は子育て支援センター)

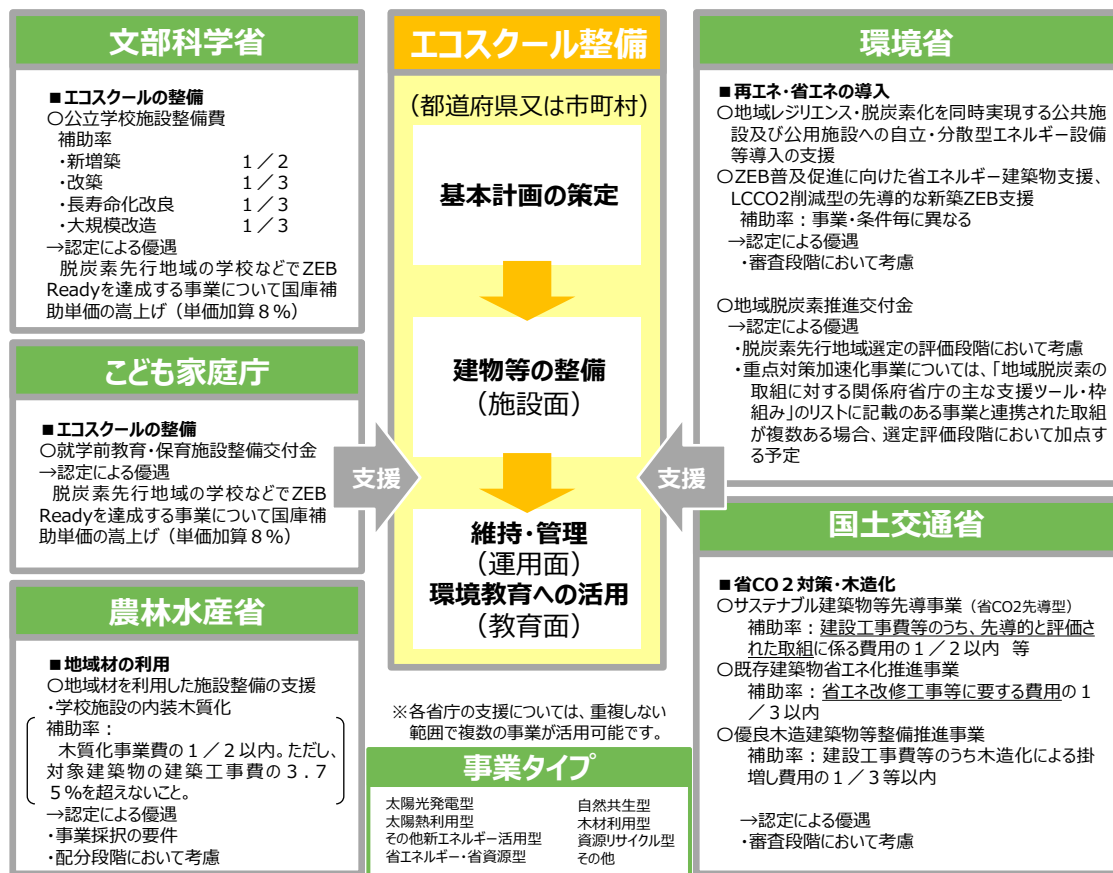
「エコスクール・プラス」について



○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定しています。（平成29年度からエコスクールパイロット・モデル事業を改称）

○認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができます。また、「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省、子ども家庭庁から**単価加算措置（8%）**の支援を行います。

エコスクール・プラスの概要



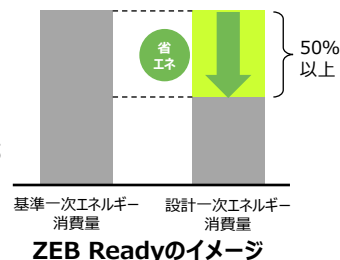
文部科学省の支援措置

○エコスクール・プラスの認定を受けた事業について文部科学省の**支援措置（単価8%加算）**の対象はZEB Readyが達成できる事業かつ、脱炭素先行地域の学校または将来的に『ZEB』が達成できる計画のある学校となります。

ZEB Readyを達成する事業

● ZEB Readyの算定方法

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geq 0.5$$



一次エネルギー消費量とは、空調、換気、照明、給湯、昇降機の一次エネルギー消費量を考慮して算出する。（一次エネルギー消費量は国立研究開発法人建築研究所のHPに掲載されている計算支援プログラム（WEBプログラム）から算出することが可能。）なお、再生可能エネルギー設備及びOA機器等（その他一次エネルギー消費量）を除く。

基準一次エネルギー消費量に対する設計一次エネルギー消費量の割合は建築物省エネ法に基づく指標であるBEI（Building Energy Index）として算出することとなっている。

脱炭素先行地域の学校

● 上記に加え、脱炭素先行地域に立地する学校

「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づき環境省にて募集されている脱炭素先行地域に選定された地域に立地する学校であること。

脱炭素先行地域以外の学校

● 上記に加え、将来的に『ZEB』を達成する計画のある学校

将来的にすべてのエネルギー消費量を再生可能エネルギー等で受給することで一次エネルギー消費量を収支でゼロとするいわゆる『ZEB』を達成する計画を策定した学校であること。

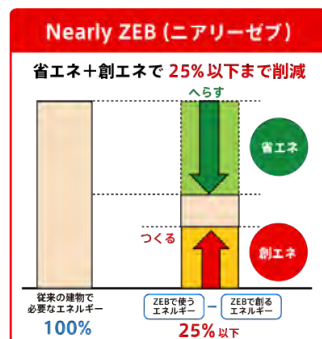
学校施設のZEB化の推進

ZEBの定義

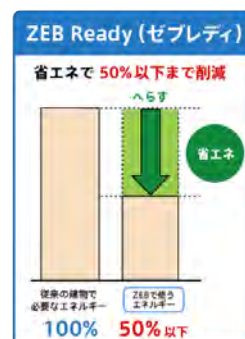
環境省「ZEB PORTAL」<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>より



年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物



ZEBに限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物

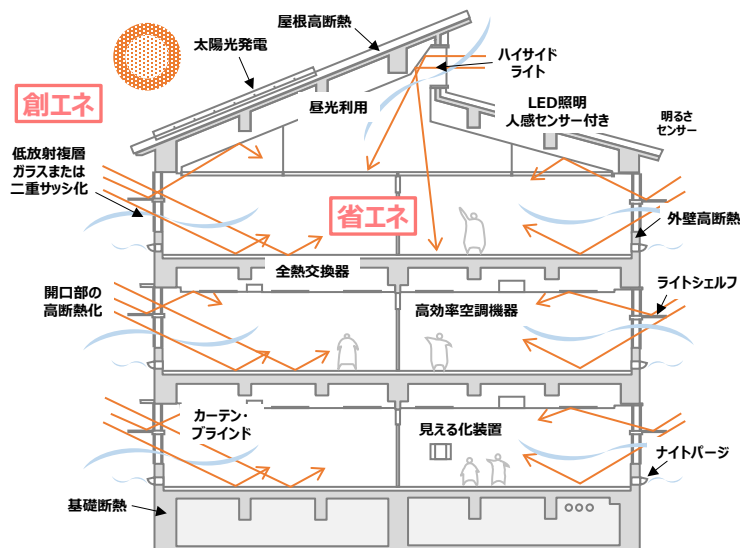


ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物



ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

学校ZEB化のイメージ



ZEB化の要素技術

省エネ

窓、外壁

高性能断熱材、複層ガラス、二重サッシ 等

空調、換気

空調のパッシブ利用（自然通風システム 等）
空調熱源・冷却塔の効率化（高効率熱源 等）
空調機の効率化・制御の高度化（高効率空調機、全熱交換器 等）
換気設備の高効率化（高効率ファン 等）
換気制御の高度化（CO₂濃度制御 等）

照明

照明のパッシブ利用（自然採光システム 等）
照明設備の高効率化（高効率照明（LED等） 等）
照明制御の高度化（人感センサー 等）

創エネ

太陽光発電、地中熱利用、蓄電池 等

学校施設における木材利用の促進について

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 《通称：都市（まち）の木造化推進法》

- 「公共建築物等木材利用促進法」（平成22年法律第36号）の策定から10年が経過
- 木材を利用することで、森林循環を通じた脱炭素社会の実現に貢献
- 耐震性能や耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大

民間建築物を含む建築物一般で木材利用が促進されるよう法改正

【脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（抜粋）】

第五条（地方公共団体の責務）

令和3年10月1日施行

地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、**その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。**

文部科学省における木材利用推進の取組

- ✓ 木造校舎の整備や内装木質化に対する国庫補助（補助に関するお問合せはこちら：sisetujo@mext.go.jp）
- ✓ 木材を活用した学校施設に関する講習会の開催
- ✓ 学校施設へ木材を活用するための手引書やパンフレットの作成

木材を利用した学校づくりに関する情報はこちら ▶

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/mext_01759.html



令和6年度 木材を活用した学校施設づくり講習会

■ 木材を活用した学校施設づくり講習会

- 学校施設における木材利用の普及・啓発のため、林野庁・国土交通省と連携し、学校設置者、設計技術者など学校施設関係者を広く対象とした講習会を開催（令和6年度は、2会場（岐阜会場、神奈川会場）で開催）
- 地方公共団体の取組紹介、設計者から具体的な整備事例紹介及び有識者による特別講演を行うとともに、木造化・内装木質化した学校施設を視察

視察校（岐阜会場）



1階 多目的広場



2階 メディアの森

中津川市立福岡小学校

令和6年度木材利用推進コンクール「文部科学大臣賞」受賞

視察校（神奈川会場）



1階 昇降口



3階 メディアセンター

松田町立松田小学校

令和5年度木材利用優良施設等コンクール「文部科学大臣賞」受賞

木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会

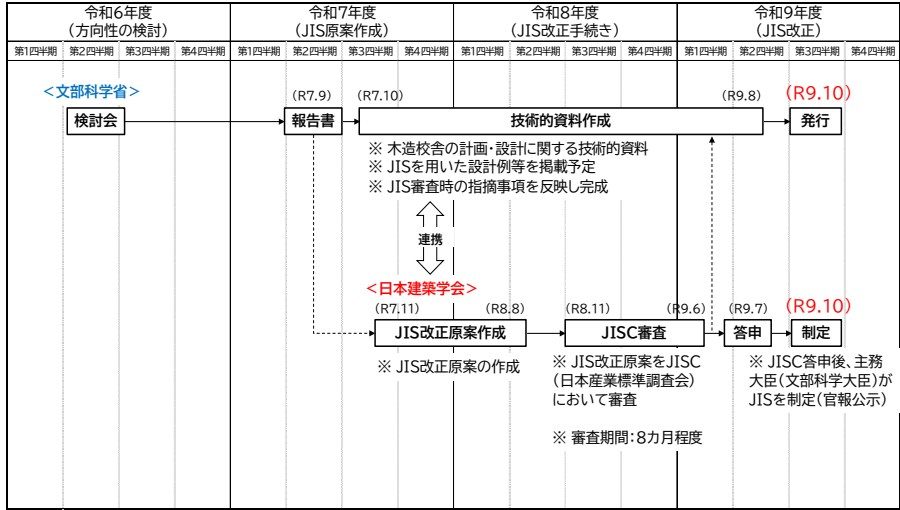
■ 木造校舎の構造設計基準（JIS A 3301）

- 大規模木造建築物の設計経験のない技術者でも比較的容易に木造校舎の計画・設計が進めらるよう「木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）」を策定
- 「都市（まち）の木造化推進法」の施行や技術開発の進展など木造建築を取り巻く状況が大きく変化していることから、今後の「木造校舎の構造設計標準」の在り方について検討を行うため、「木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会」（座長：長澤 悟 東洋大学名誉教授）を令和6年9月26日に立ち上げ

◆ 木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会 委員

氏名	役職
青木 謙治	東京大学大学院 農学生命科学研究科・生物材料科学専攻 教授
荒木 康弘	国土交通省 国土技術政策総合研究所 建築研究部 評価システム研究室 室長
稲山 正弘	東京大学 名誉教授
大庭 拓也	株式会社日建設 設計グループ テックデザイングループ ディレクター
垣野 義典	東京理科大学 創域理工学部 建築学科 教授
川原 重明	株式会社木質環境建築 代表取締役
草野 崇文	株式会社日本設計 建築設計群 上席主管
後藤 章子	山形県鶴岡市教育委員会 管理課 専門員
長澤 悟	東洋大学 名誉教授
林 立也	千葉大学大学院工学研究院 准教授
堀場 弘	シーラカンズK&H株式会社 代表取締役 東京都市大学 教授

◆ JIS改正 全体スケジュール（案）



※ 特別協力者として、農林水産省林野庁、経済産業省、国土交通省及び国立教育政策研究所文教施設研究センターが参加

木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会（令和6年度～）

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/073/index.html



防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね1.5兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね1.2、3兆円程度
(1) <u>人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]</u>	
(2) <u>交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]</u>	
2 <u>予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]</u>	おおむね 2.7兆円程度
3 <u>国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]</u>	おおむね 0.2兆円程度
(1) <u>国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]</u>	
(2) <u>災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]</u>	
合 計	おおむね1.5 兆円 程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

防災・減災、国土強靱化関係の取組（学校施設関係）

対策が進捗しているもの

○構造体の耐震化

【構造体の耐震化】

公立小中学校：99.9%（R6.4）国
立大学法人等：99.8%（R5.5）
私立学校：92.9%（R5.4）

○吊り天井の耐震対策

【吊り天井等の落下防止対策】

公立小中学校：99.6%（R6.4）
国立大学法人等：99.8%（R5.5）
私立学校：83.6%（R5.4）

○空調設置（普通教室）

【普通教室の空調設置（公立小中学校）】
99.1%（R6.9）

国公立学校について
おおむね完了
※私立学校は5か年
加速化対策において
引き続き推進



耐震補強していない校舎の状況



屋内運動場の天井材の落下

【対策前】東日本大震災による被害の状況（H23.3.11）

対策が進捗途上のもの

※5か年加速化対策で取り組むもの

○非構造部材の耐震化

【非構造部材（吊り天井等除く）の耐震対策（公立小中学校）】
68.0%（R6.4）⇒ 100%（R10年における目標値）

○老朽化対策

【老朽化対策】

公立小中学校：

・R1.5月時点で築45年以上の未改修の施設のうち、必要性が認められる施設（2,600万㎡のうち統廃合等される面積を減じたもの）の
老朽化対策実施率：30.2%（R5）⇒ 100%（R10における目標値）

国立学校：

・R17年度時点で築45年以上になると見込まれる未改修または一部改修済の施設の老朽化対策実施率
24.3%（R5）⇒ 100%（R14における目標値）

【特別教室・体育館の空調設置（公立小中学校）】

・特別教室：66.9%（R6.9）⇒ 95%（R5における目標値）
・体育館：18.9%（R6.9）⇒ 35%（R7における目標値）⇒ 95%（R17における目標値）

○防災機能強化対策

【トイレの洋式化（公立小中学校）】

・68.3%（R5.9）⇒ 95%（R7における目標値）

【バリアフリー対策（公立小中学校）】※代表的な対策の抜粋

・バリアフリートイレの整備（校舎）：70.4%（R4.9）⇒ 100%（R12における目標値）
・バリアフリートイレの整備（体育館）：41.9%（R4.9）⇒ 100%（R12における目標値）



耐震補強の実施⇒
建物は倒壊せず



天井の崩落なし⇒
避難所として活用

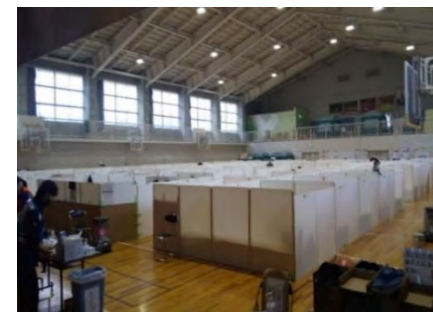
【対策後】能登地震による効果発揮事例（R6.1.1）



避難所として活用される学校体育館の様子
（令和6年能登半島地震）

令和6年能登半島地震における学校施設における被害状況

- ◆ 石川県,新潟県,富山県,福井県など約1,000校に被害
(一時休校となった石川県においても、他校を間借りするなどしてすべての学校で始業済み)
- ◆ 主な被害：がけ崩れ、敷地内地面亀裂、校舎壁の落下、ガラス破損 等



避難所として活用される学校体育館



校舎前地盤が崩れ、地中杭が露出



外壁の落下



天井、内壁の落下

令和6年能登半島地震を踏まえた学校施設における課題

- これまでの学校耐震化の措置により、校舎の倒壊被害は生じなかった。
- 一方、**外壁・天井材・照明器具の落下などの被害が発生するとともに、インフラ被害により断水・停電も発生。**
- 老朽化対策・非構造部材の耐震対策が引き続き求められるとともに、避難所として利用される際に以下の課題が浮き彫りになった。**

老朽化対策



校舎の外壁板崩壊

体育館への 空調設備の設置



避難所となった学校体育館の様子

学校施設のバリアフリー化



「学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集」
(令和4年6月)

校舎-体育館のスロープ
(バリアフリー化)の整備例

ライフラインの老朽化対策



電気ケーブルの劣化



配管の腐食

非常用発電機等の整備



屋上に設置された自家発電機
(非常用発電機の整備例)

【空調(冷房)設備^{※1}の設置状況】 令和4年9月1日現在

学校種	室の種類	保有室数	うち設置済室数	設置率	R2年調査 [上昇率]
小中学校等 ^{※2}	普通教室	427,891	409,621	95.7%	93.0% [+2.7%]
	特別教室	391,781	248,022	63.3%	57.5% [+5.8%]
	体育館等	35,437	5,422 (8,763)	15.3% ^{※3} (24.7%)	9.0% [+6.3%] (-)

※1 冷暖機能をもった設備(スポットクーラーを含む)
※2 消防ブロック等・冷暖設備対応臨時特別交付金(平成30年度補正予算)の対象となった学校種
(公立の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、処遇圏等)
※3 1は体育館等で災害時の調達協定等により緊急時には外部より確保可能としている室数を含めた対応状況

出典：教育環境改善に関する調査(令和4年9月時点)

I バリアフリー化の状況

・公立の特別支援学校と国立学校については、別添2に記載しており、以下の数字には含まれていない。

1. 全体

(1) 校舎

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 1階建ての校舎のみ 保有する学校 ^{※2} を含む
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで ^{※1}	
参考：令和2年度 28,156 (100.0%)	18,359 (65.2%)	22,111 (78.5%)	16,122 (57.3%)	7,634 (27.1%)
27,733 (100.0%)	19,523 (70.4%)	22,805 (82.2%)	16,954 (61.1%)	8,041 (29.0%)
令和7年度末 までの整備目標	避難所に指定 されている 全ての学校に整備 (約93% ^{※3})	全ての学校 に整備	全ての学校 に整備	要配慮児童生徒等が 在籍する全ての学校に 整備 (約41% ^{※3})

※1 建物の出入口から、建物の出入口前にある教室等までの経路。

※2 1階建ての校舎のみ保有する学校は241校(総学校数の約1%に相当)。

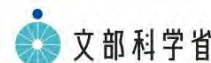
※3 2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は7,800校(総学校数の約28%に相当)。

令和4年度調査時点

出典：学校施設のバリアフリー化に関する実態調査(令和4年9月時点)

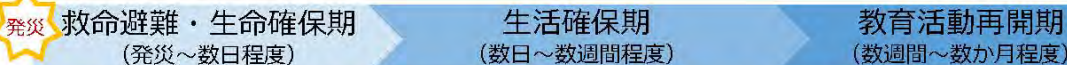
「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-EST) 最終まとめ 概要

2024年12月24日
省内検討会議



<検討の背景>

- 能登半島地震では学校の校舎やグラウンド等が被害を受け、教職員も被災者となる中、多くの学校で避難所開設され学校再開に必要な人員が不足
- こうした中で、子供たちの学びを速やかに確保するため、被災地外からの教職員等の派遣による支援が重要な役割を果たしたが、被災地での支援ニーズ等の迅速・的確な把握や、5県が設置する学校支援チームと国との連携体制などに課題があった。



施設被害や教職員の被災等の課題がある学校で被災地の教職員等と連携した外部支援が必要

被災した学校現場で支援を要する課題例:

- 児童生徒等の安否確認
- 避難所開設支援

- 避難生活中的学習支援
- 心のケア
- 教育活動再開支援

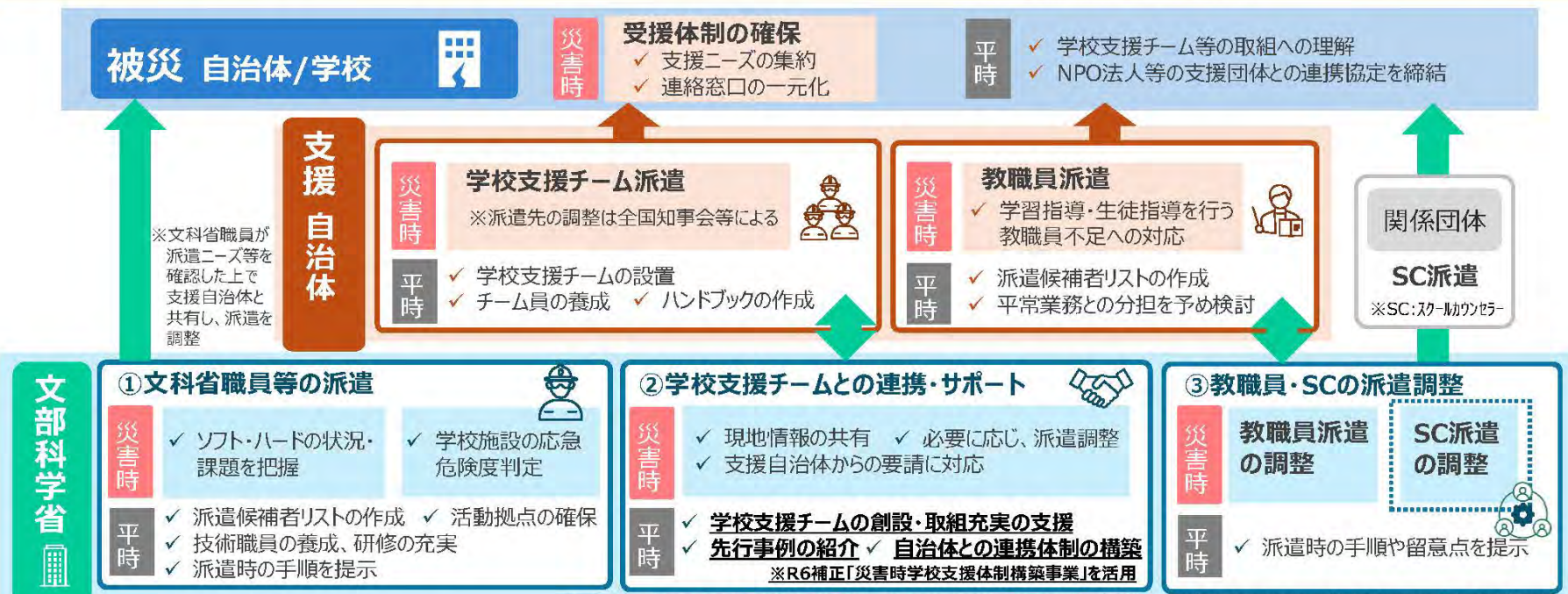
- 学校運営の支援
- 教育活動の実施

<学校支援チームとは>

- ・訓練された教職員等が被災した学校の支援（学校再開のための環境整備、心のケア等）のため派遣
- ・兵庫・熊本・三重・宮城・岡山の5県でチームを設置
- ・能登半島地震でも、発災直後から各県チームが独自に被災地に入り、学校の早期再開に向けて支援を実施

9月の能登豪雨でもD-ESTの一環として文科省職員等を派遣しニーズ等を把握して支援に繋がったところ、今後の大規模災害に備え、被災地での速やかな学びの確保を図るため、被災地外からの教職員等の派遣枠組み(D-EST)を構築し、その実質化を図る。

Disaster Education Support Team



※NPO法人等、民間団体の取組事例も紹介 ※スクールワーカーについては、各都道府県教育委員会における災害対応に向けた体制構築を促進